

# TradeWatch

EY Global  
Trade

2022年 Issue 1

# 目次

## グローバル

---

2022年の国際貿易におけるトピック Top 7	1
--------------------------	---

## アジア太平洋

---

中国：中国本土における最近の世界貿易の動向	4
日本：輸入事後調査に関する年次報告書	11

## サステナビリティ

---

CBAM (炭素国境調整メカニズム) の国際貿易への影響	14
------------------------------	----

# 2022年の国際貿易におけるトピックTop 7



国際貿易にとって、2022年は目まぐるしい年になります。国際貿易の今後の発展や変化に多くの企業が注目を集めている中で、EYが注目するトピックのTop 7をまとめました。

## 1. サプライチェーンの混乱の継続

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大により、グローバルなサプライチェーンの相互依存性の高さが明らかになりました。サプライチェーンの混乱が2022年までに過去のものになることを多くの人が望んでいましたが、ウクライナ情勢や中国や他の国々での港や工場の閉鎖を見る限り、短期的には現在の混乱が継続する可能性が高いとみられています。

ヨーロッパ以外においても、地政学的な緊張がサプライチェーンの混乱を引き続き招いています。EY 2022 Geostrategic Outlookでは、地政学的ダイナミクスと多くの政府による戦略物資の自給自足化の推進により、従来の国境を越えたサプライチェーンがより複雑になると予想しています。これらの政策のダイナミクスによって最も影響を受ける可能性が高いのは、IT企業、製造業者、自動車メーカー、ライフサイエンス企業、および再生可能エネルギー企業です。これらの企業は、将来の予期しない展開に備えるため、サプライチェーンによりレジリエントな手法を組み入れることを検討する必要があります。

## 2. 多くの貿易交渉の進展

多くの貿易交渉について、今年交渉が開始されたものから、継続中のもの、締結されたものまで著しいペースで進展しています。

### ► 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び進歩的な協定 (TPP 11協定) の拡大

英國、台湾、中国本土および韓国はTPP 11協定への加盟を申請しており、現加盟国(計11カ国)との交渉が続いている。報道によると、英國は第一段階として必要とされる情報をすでに提出し、特定の貿易上の課題について二国間交渉を開始したことです。

- ▶ **インドの貿易交渉**：2022年、インドはオーストラリアと暫定的な貿易協定を締結しました。この協定には商品、サービス、原産地規則、衛生・植物検疫措置、および通関手続きに関する取り決めが含まれており、包括的な貿易協定は2022年末までに交渉が行われる予定です。これとは別に、2022年1月、インドと英国の両政府は新たな包括的貿易協定の交渉を開始しました。
- ▶ **欧州連合は英国の後追いに**：英国がオーストラリアとFTA交渉を昨年完了したのちに、EUはオーストラリアとのFTA締結に向けた取り組みを再開しました（当初の交渉は2018年に開始）。また、EUはシンガポールとの包括的なデジタルパートナーシップを締結するための新たな取り組みを開始しました<sup>1</sup>。このニュースは、英国とシンガポールが新たなデジタル経済協定を締結した共同発表に続くものでした<sup>2</sup>。
- ▶ **米国のインド太平洋地域へのピボット**：米国の大統領は、米国がこの地域に関与するための新しい経済的な枠組みを作り上げることを約束しています。この取り組みが正式な貿易協定に発展する可能性は低いものの、アジア太平洋経済協力（APEC）を通じてより一層の貿易上の連携を強化するとしています。

### 3. 当局による企業の貿易協定活用促進の取り組み

2022年において、当局が企業に貿易協定による便益をもたらすには、貿易協定に署名するだけでは不十分と認識しており、多くの政府当局が「貿易協定の交渉」から「発効までのエンゲージメント」へと軸足を移しています。アジア太平洋地域における地域的な包括的経済連携（RCEP）の発効は、今までに合意された最大の貿易協定の1つですが、加盟国企業がこの大規模な協定を活用できるようになることは、今後にとって重要な意味を持つことになるでしょう。

英国では、英国への貿易・投資促進のため、新たな貿易協定ネットワークについての企業の認知、活用を支援する機会とリソースを政府が準備しています。米国では、

商務省が世界的な金融サービス企業と連携して、中小企業の輸出主導による成長のために支援策を実施しています。

### 4. 「持続可能な貿易（Sustainable Trade）」が引き続き重要に

持続可能な貿易は、世界的に責任ある資源の利用、CO<sub>2</sub>ネットゼロ目標の達成のために不可欠となっています。持続可能な貿易戦略を策定するためには、企業は、各の新しい規制を順守した上で、グローバルオペレーションの「グリーン化」に積極的に取り組む必要があります。

貿易政策は、世界各国のさまざまな環境目標を達成するため、日々進化し続けています。EUの炭素国境調整メカニズム（CBAM）から英国および米国の大統領が新たな森林伐採に係る法律に至るまで、多くの企業にとってこれらの法令に対するコンプライアンスが重要な関心事になっています。国際レベルでは、国連、経済協力開発機構（OECD）および世界貿易機関（WTO）の新たな貿易・環境イニシアチブが注目されています。

### 5. デジタル化の推進

デジタル化により顧客が世界中のどこにいても企業は商品やサービスを販売できるようになりましたが、物理的なモノの輸出入のほとんどは依然として紙の書類に依存しています。

世界中の貿易手続きをデジタル化する取り組みが、国際商業会議所（ICC）先導の下、ビジネス20（B20）フォーラムで進んでいます。この取り組みでは、船荷証券のデジタル化から、シンガポール、オーストラリア、英国およびEUでの新しいデジタル貿易協定の締結に至るまで、さまざまな取り組みを通じた貿易手続きのデジタル化が議論されています。

このような進展が続く中、データの越境移転に関するパートナーシップや十分性協定を利用し国際間のデータ移転を進めることが、企業にとって重要となります。一

1 欧州委員会ウェブサイト「Joint Statement: EU and Singapore agree to accelerate steps towards a comprehensive Digital Partnership」[こちらをご覧ください](#)。

2 英国政府ウェブサイト「UK Singapore joint statement on the launch of negotiations on a Digital Economy Agreement」[こちらをご覧ください](#)。

方で、事業を行っている国・地域、特に新興市場において、国境を超えるデータ移転に関する新たな規制の導入について注視しておく必要があります。

## 6. 世界貿易機関第12回閣僚会議の延期

WTOは、交渉の停滞や、透明性向上の必要性、最高裁判機関である上級委員会の役割をめぐる意見の不一致による紛争解決における機能不全など、多くの課題を抱えています。さらに、2021年の第12回閣僚会議 (MC12) の中止によって、さらなるWTOの機能の実効性に対して憂慮が広がりました。閣僚会議は現在2022年6月に予定されており、関係国間での合意に向けた可能性を探っていますが、ロシアのWTO交渉への参加をめぐる議論によって合意が危機にひんしています。

その他の今年の優先すべき協議事項には、WTO加盟国間における一部の漁業への補助金廃止 (国連の持続可能な開発目標の一環として2015年までに締結することを当初目標としていたタスク)、および電子商取引と投資促進に関する交渉の完了が挙げられます。

## 7. Brexitの移行措置のフェーズアウト

英国のEU離脱は既に完了していますが、実務面での完全な離脱にはまだ時間がかかりそうです。企業は2022年内に終了予定となっている移行措置の期限に留意する必要があります。英国政府は、さまざまな規制基準 (EUのConformité Européene (CE) マークのUK Conformity Assessed (UKCA) マークへの置き換えに関する要件を含む) をカバーする新しい規制やEUからのイギリスに輸入される物品の確認について段階的計画を策定しています。

北アイルランド議定書の多くの問題には引き続き英国とEU間の主張に大きな隔たりが残っており、交渉は2022年まで続く可能性があります。一方で、英国から北アイルランドに輸送される医薬品の継続的な供給につき、ラベルの付け直しと検査に影響を与えることがないように移行措置が合意されました。

## 積極的な貿易戦略の設計

これら7つのトピックは、企業が今後数ヶ月の間にグローバルなオペレーションを行う際に直面する可能性のある機会と課題のほんの一部に過ぎません。これらのトピックに備えるために企業が起こす変革の潜在的影響を考えると、今こそ企業がギアを切り替えて課題の優先順位を再検討し、戦略的な貿易サプライチェーンの構築やサプライチェーンの機能を再評価することで、サプライチェーンのレジリエンスを高めることに焦点を当てるべき時期といえます。 ■



# 中国：中国本土における最近の世界貿易の動向

## 加工貿易企業に対して企業グループ単位での税関監督管理を推進

税関総署(以下、「GAC」)は、2021年10月9日付で、税関総署公告2021年第80号(以下、「80号公告」)<sup>1</sup>(2021年10月15日施行)を公布し、企業グループの加工貿易管理モデルを全面的に刷新すると発表しました。

80号公告によれば、企業グループは以下の一定の基準を満たすことで、企業グループを単位とする加工貿易管理モデルの適用申請が可能です。

- ▶ 企業グループの主幹企業は、関税法に基づく高級認証企業であること
- ▶ 主幹企業は、他のメンバー企業に対して代理権限を有していること
- ▶ メンバー企業は、関税法に基づく信用喪失企業でないこと
- ▶ 彻底した内部管理体制がとられていること
- ▶ メンバー企業の取り扱う物品について、関税上の特別な資格・割当が必要な物品が含まれていないこと

当該申請が税関当局より承認されると、企業グループは以下のような便宜を受けることができます。

- ▶ グループ内の1つの企業が統一的に加工貿易手帳を登録することも、企業グループを単位として、各メンバー企業が複数の加工貿易手帳を登録することもできる。
- ▶ 加工貿易の保税原材料を、グループ内の企業間で転用することができる。
- ▶ メンバー企業は、保税原材料を税関当局に登録する場所に自主的に保管し、関連する記録を保存することができる。
- ▶ グループ内の企業間で保税原材料や非保税原材料の交換や処分をする際、グループ内の企業は交換、処分、関連する記録を行うことによって、税関当局への届け出手続きが不要となる。
- ▶ グループ内の企業間で外注加工作業を行うときは、税関当局への届け出手続きを不要とし、そのうち、外注加工作業の全工程がグループ内の企業のみで完結する場合には、税関への担保提供を要しない。完成品、余剰材料および生産過程において発生した端



材や副製品について、元の企業に返送する必要はない。ただし、そのグループ内の企業は、加工品の入出荷記録を保管する必要がある。

この制度は、加工貿易企業の管理業務の負担を軽減するだけでなく、グループ内の企業間で行われる外注加工における担保差し入れ手続きが免除されるなど、コスト節減にもつながると考えられます。加工貿易企業は、80号公告の内容を確認し、企業グループの税関監督管理のメリットを享受できるかを検討することが推奨されます。

<sup>1</sup> GACウェブサイト「加工貿易を行うグループ企業の監理モデルの全面的推進に関する公告(税関総署PN2021年第80号)」(2022年3月15日アクセス) [こちら](#)をご覧ください。

## 仮陸揚げ貨物の管理に関する パブリックコメント

2021年11月18日から12月18日の間、GACは「仮陸揚げ貨物の管理に関する中華人民共和国税関の施策（以下、「改定案」）」<sup>2</sup>についてパブリックコメントを公表しました。新しい施策は、国家の主権と国益を守るために、中国で積み替えされる仮陸揚げ貨物の税関管理を強化することを目的としています。改定案で言及されている重要なポイントは以下の通りです。

### ▶ 仮陸揚げが禁止される貨物

武器、毒物、薬物、危険化学品、微生物などを含む「仮陸揚げ禁止品」の定義を明確化する。

### ▶ 仮陸揚げ貨物の管理

仮陸揚げ貨物は、入国から出国まで税関の管理下に置かれ、いかなる団体または個人も、税関当局の許可なく、貨物の開封、引き出し、引き渡し、船積み、交換、改装、抵当権設定、譲渡、交換を行うことを認めない。

### ▶ 仮陸揚げ貨物の輸送手続き

輸送業者は、仮陸揚げ貨物の入国から出国まで、当局が定めたルートで仮陸揚げ貨物を輸送する必要がある。また、輸送業者は、入国情で税関当局に貨物の内容を正しく申告し、仮陸揚げ輸送のための税関手続きを実施しなければならない。仮陸揚げ貨物は、入国情での税関の検査・リリースを完了しない

で輸送することはできず、出国地での税関に対する国内輸送手続き完了後に国外へ輸送することができる。

## 税関への通関申告企業の登録に関する 新たな管理規則

2021年11月19日、GACは税関総署令2021年第253号（以下、「第253号」）により「中華人民共和国の通関申告企業の登録手続きに関する管理規則」<sup>3</sup>（2022年1月1日施行）を発表しました。同時に、「中華人民共和国の通関申告企業の登録に関する税関管理規則」（税関総署令2018年第240号の附属書37）および「出入国検査および検疫申告企業に関する管理施策」（税関総署令2018年第240号の附属書74）は廃止されました。

第253号の要点は以下の通りです。

### ▶ 通関申告企業の登録資格

輸出入貨物の荷受人・荷送人または通関申告事業者は、税関へ登録手続きを行う際、申請前に市場事業者としての登記が必要となる。また、輸出入貨物の荷受人または荷送人は、外国貿易事業者としての登録も行う必要がある。

### ▶ 登録手続きに必要な資料

登録手続きの際は、通関申告事業者が税関当局に「通関申告事業者登録表」を提出する必要がある（第253号附属書参照）。

## ▶ 登録手続きの有効期間

通関申告事業者の登録手続きの有効期間はなく、暫定的な登録申請の場合の有効期間は1年間で、有効期間終了後は更新することができる。

## ▶ 申告者情報の変更

通関申告事業者の名称、市場事業者の種類、住所、法定代表者、通關申告担当者など、通關申告事業者の登録申請書に記載された情報に変更があった場合、変更の日から30日以内に管轄の税関への届け出が必要である。

2 GACウェブサイト「中華人民共和国税関による仮陸揚げ貨物監理施策（意見募集案）に対するパブリックコメントに関する税関総署の通知」（2022年3月15日アクセス）[こちら](#)をご覧ください。

3 GACウェブサイト「中華人民共和国通關申告事業者管理規定（税関総署令第253号）」（2022年3月15日アクセス）[こちら](#)をご覧ください。

## ▶ 登録申請の取り消し

次のいずれかに該当する場合、申告事業者は管轄の税関で登録申請の取り消し手続きを行う必要がある。

- ▶ 解散、破産、その他の法的事由により廃業した場合
- ▶ 市場監理当局により市場事業者の登記が取り消された場合
- ▶ 輸出入貨物の荷受人または荷送人の外国貿易事業者としての登録が無効となった場合
- ▶ 暫定的な記録申告事業者が市場事業者としての資格を喪失した場合
- ▶ その他、法律により登録を取り消すべき場合

## RCEPにおける原産品および認定輸出業者に 関連する運用規則

地域的な包括的経済連携（以下、「RCEP」）協定は、中国を含む15の署名国によって締結された自由貿易協定です<sup>4</sup>。2022年1月1日に10カ国（オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、中国、日本、ラオス、ニュージーランド、シンガポール、タイ、ベトナム）、2022年2月1日に韓国、2022年3月18日にマレーシアで発効しました。RCEPの発効を見越して、2021年11月23日、GACは、税関総署令2021年第255号を通じて、「中華

人民共和国税関のRCEPに基づく輸出入貨物の原産地に関する運用規則」（2022年1月1日施行）を公表しました。この運用規則は、RCEP協定を批准したRCEP加盟国間における原産品の輸出入に適用されます<sup>5</sup>。

この運用規則では、原産地基準、税関手続きの効率的な管理、原産地証明書の発行手続きに関する詳細を規定しています。

また、RCEPでは、認定輸出者が自己発行する原産地証明書も認められています。認定輸出者の基準、申請手続き、原産地証明書の発行などに関する詳細な規則は、同日、中国税関が発布した税関総署令2021年第254号「認定輸出者に関する管理措置」（2022年1月1日施行）（以下、「第254号」）に規定されています。第254号における認定輸出者に関する規則は、中国と他国間との二国間自由貿易協定、例えば中国とアイスランド間の自由貿易協定に基づく認定輸出業者にも適用されます<sup>6</sup>。

## 税関への保証金担保制度の改正

2021年11月24日、GACは、貿易円滑化を促進するため、税関への保証金担保手続きの改正を定めた税関総署公告2021年第100号（以下、「100号公告」）を発表し、2021年12月1日から全国で実施されました<sup>6</sup>。

本改正の主なポイントは以下の通りです。

改正前	改正後
<p>各企業は、以下の申告をする場合、管轄税関ごとに異なる担保状を提出する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 包括納税申告</li> <li>▶ 納税申告期限内に関連税額が確定していない貨物の早期搬出</li> <li>▶ 輸入品の分類、課税価格、原産地が決定する前の貨物の早期搬出</li> <li>▶ 通関申告書やその他の通関申告用書類が未入手の場合の貨物の早期搬出</li> <li>▶ その他必要な税関連手手続きが完了していない貨物の早期搬出</li> </ul>	<p>関税法上の信用喪失企業を除き、輸出入貨物のすべての荷送人および荷受人は、商業銀行または金融機関が発行する1通の担保状（すなわち、100号公告の添付）あるいは保証状を提出すればよく、税関側でその保証金の限度合計額を各管轄間で共用する。</p>

4 RCEPの署名国は、オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、中国、インドネシア、日本、ラオス、マレーシア、ミャンマー、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、韓国、タイ、ベトナム。

5 中国政府ウェブサイト「地域的な包括的経済連携（RCEP）の各章の概要」（2022年3月15日アクセス）[こちらをご覧ください](#)。GACウェブサイト「中華人民共和国税関「地域的な包括的経済連携協定に基づく輸出入貨物の原産地管理法（税関総署命令第255号）」（2022年3月15日アクセス）[こちらをご覧ください](#)。GACウェブサイト「中華人民共和国税関認定輸出業者管理法（税関総署命令第254号）」（2022年3月15日アクセス）[こちらをご覧ください](#)。

6 GACウェブサイト「税関保証改革の本格化に関する発表（税関総署発表2021年第100号）」（2022年3月15日アクセス）[こちらをご覧ください](#)。

本改正によって、1通の担保あるいは保証状を、各納税申告で必要の際に利用することができるようになります。これらの措置は、企業にとって資金面と管理面での負担軽減につながります。また、100号公告によれば、登録申請や保証金担保枠の設定に関する手続きは一貫してオンラインで行うことができ、通関手続きの迅速化も期待されます。

## RCEPを実施するにあたっての追加ガイダンスと認定輸出者向けの行政措置の発表

前述の通り、RCEPは2022年1月1日に発効に伴い、税関総署令2021年第25号に基づきRCEPの輸出入品の原産地に関する運用規則が発行されました。さらにGACは、2021年12月14日に、RCEPの発効にあたってのガイダンスとなる税関総署公告2021年第106号

(2022年1月1日施行) (以下、「106号公告」) を追加で発表しました<sup>7</sup>。

106号公告は、RCEP下での関税率の適用に関する詳細な手順や、原産地証明書の申請など、関連する手続きについて規定しています。

GACは、2021年11月12日、税関総署令2021年第254号「認定輸出者に関する中国税関の管理措置」の詳細を補足するために、認定輸出者の申請、不許可、取り消しなどに関わる内容について規定する税関総署公告2021年第105号(2022年1月1日施行)<sup>8</sup> (以下、「105号公告」) を発表しました。

認定輸出者は、原産地申告書を発行に際してGACの規則を順守することで、RCEPを含むさまざまな貿易協定上のメリットを享受することができます。2021年12月31日以前に承認を受けた認定輸出者は、2022年3月31日以前に発行された従前の規則に従って原産地申告書を発行します。



7 中中国政府ウェブサイト"An overview of chapters of the Regional Comprehensive Economic Partnership (RCEP)" (2022年3月15日アクセス) [こちら](#)をご覧ください。GACウェブサイト「地域包括的経済連携協定の実施に関する事項の発表 (税関総署発表2021年第106号)」(2022年3月15日アクセス) [こちら](#)をご覧ください。GACウェブサイト「中華人民共和国税関の認定輸出業者に対する行政措置の実施に関する発表 (関総署発表2021年第105号)」(2022年3月15日アクセス) [こちら](#)をご覧ください。GACウェブサイト「地域包括的経済連携協定に基づく輸出入貨物の原産地管理法 (税関総署令第255号)」(2022年3月15日アクセス) [こちら](#)をご覧ください。GACウェブサイト「中華人民共和国税関認定輸出業者管理办法 (税関総署命令第254号)」(2022年3月15日アクセス) [こちら](#)をご覧ください。

8 財政部ウェブサイト「2022年の関税調整計画」に関する国务院関税委員会の通知 (2022年3月15日アクセス) [こちら](#)をご覧ください。

## 2022年の暫定関税率の見直しに関するガイダンス

國務院関税委員会は、2021年12月13日、2022年度の暫定関税率について2021年第18号（2022年1月1日施行）（以下、「第18号」）を公表しました。第18号によると、2022年1月1日時点で、954の輸入品に暫定税率（2022年1月1日以前に適用されていた最惠国関税率よりもさらに低い税率）が適用されます。一方で、情報技術製品7品目に適用されている暫定税率は、2022年7月1日付で解除される予定です。小麦を含む8品目については、引き続き関税割当による規制対象となります。関税割当外の綿花の輸入は、スライド制の関税率が適用されます。これらの関税率の調整により、2022年の輸出入品の対象品目数は8,930に増加します。

なお、この第18号において、RCEP発効済みの国から輸入する特定の物品について、2022年1月1日から関税率が引き下げられたことにも注意が必要です。詳細は第18号の付属5に明記されています。

## 関税上の違反に関するパブリックコメントとガイダンス

2021年10月、国家税務総局（以下、「STA」）は関税上の重大な違反行為および悪質な違反者に関する情報開示に関する現行の運用規則<sup>9</sup>の改訂案を発表しました。なお、関連するパブリックコメントによる意見募集期間は2021年10月30日に終了しました。

改訂案には、一般原則とともに、悪質な納税者の認定、情報開示、罰則、救済措置などが5章27条および付属書に盛り込まれています。主なポイントは以下の通りです。

- ▶ 重大な違反行為に該当する例
  - ▶ 税金を源泉徴収したにも関わらず、納税を行わないまたは源泉徴収額を下回る納税をした場合で、その未納税額が100万元を超える場合（新規追加）
  - ▶ 税務当局による税の徴収を妨害する意図をもって資産の譲渡や隠匿を行った場合で、その未納税額が100万元を超える場合（現行は10万元が基準値）
  - ▶ 虚偽のインボイス（特別増価税その他のインボイスを、輸出税還付や税額控除のために虚偽に作成した場合を除く）を100部以上発行した場合、またはその金額が400万元（現行の基準額は40万元）以上発行した場合
- ▶ 税務インボイスの金額データを盗用、流用、改ざん、売買した場合（新規追加）
- ▶ 100万元を超える過少申告や未納付、不正な税輸出還付を行った納税者または不正な源泉徴収納税を行った納税者に対して、銀行口座、インボイス、証明書などを違法に提供した者は、税務当局から行政処分が科される
- ▶ 税法または行政規則に違反し、100万元を超える過少納付または未納付となった場合、税務当局はその税務代理人に対しても行政処分を与えることができる（新規追加）
- ▶ 悪質な違反者の認定

以下のいずれかに該当する税務上の重大な違反行為をした場合、悪質な違反者と認定されます。

  - ▶ 税務当局が行政処分の通知を出したが、所定の期間内に行政処分に対する抗弁を行わなかった場合
  - ▶ 税務行政の抗弁をおこなったが、所定の期間内に行政訴訟を提起しなかった場合
  - ▶ 人民法院が、重大な税務違反に対する有罪判決を下した場合

<sup>9</sup> STA公告2018年第54号を通じて発表されました。



- ▶ 審議案第22条によると、次のような場合は、救済措置は適用されないとされています。
- ▶ 税務当局より、納税回避、不正な輸出税還付、脱税、虚偽のインボイス発行などの違反行為に対して、更正措置・行政処分を受けた者
- ▶ 5年間に2回以上、悪質な違反行為をした者

また、改訂案では、悪質な違反行為をした者が、その情報が公開される前に未納税金や課徴金、罰金などを清算した場合、税務当局はその情報を公開してはならないとしています。改訂案<sup>10</sup>で提案された変更点からは、単に悪質な違反行為の基準を厳格化するだけでなく、悪質な違反者に対する救済措置や個人情報公開の回避など、是正を促す機会を与える目的が読み取れます。

## 第6回対米追加関税の適用除外措置

関税委員会公告2020年第10号（以下、「10号公告」）「第1次追加関税を課された米国原産品に対する第2次除外措置の延長について」および関税委員会公告2021年第5号（以下、「5号公告」）「追加関税を課された米国原産品に対する第4次除外措置の延長について」により、米国の通商法301条に対抗するための追加関税は2021年12月25日まで延期となりました。また、2021年12月24日、関税委員会は、関税委員会公告2021年第9号

<sup>10</sup> STAウェブサイト「重大な税務違反における信用喪失企業に関する情報の公表の運営に関する措置（意見募集のための改正案）」（2022年3月15日アクセス）[こちら](#)をご覧ください。STA ウェブサイト「重大な税務違反事例および不信任事例に関する情報の公表のための措置の公布について」（2022年3月15日アクセス）[こちら](#)をご覧ください。

（以下、「9号公告」）により、除外措置の延長を発表しました<sup>11</sup>。

その結果、10号公告の付属文書に記載された6種類の貨物、5号公告の付属文書に記載された79種類の貨物に対しては2021年12月26日から2021年12月31日まで、9号公告の付属文書に記載された124種類の貨物に対しては2022年1月1日から2022年6月30日まで、それぞれ除外措置が継続されることとなりました。

## 総合保税区（Comprehensive Bonded Zones）

税関総署は、2022年1月1日に税関総署令2021年第256号（以下、「第256号」）により、総合保税区（以下、「CBZ」）の発展促進のため、CBZに関する運用規則を発表しました。本運用規則の主なポイントは以下の通りです。

## 事業活動の範囲

CBZの企業は、研究開発、加工、製造、メンテナンス、商品保管、ファイナンスリース、越境EC取引、中継貿易など、法律に基づいてさまざまな事業活動を行うことができます。

<sup>11</sup> 中国政府ウェブサイト「第6回 国務院関税委員会の米国およびカナダ商品に対する関税除外拡張リストに関する公告」（2022年3月15日アクセス）[こちら](#)をご覧ください。財政部ウェブサイト「第2回 米国およびカナダ商品に対する関税の適用除外延長リストに関する国務院関税委員会の発表」（2022年3月15日アクセス）、財政部ウェブサイト「第四回国務院関税委員会の発表」（2022年3月15日アクセス）[こちら](#)をご覧ください。

## 貨物の搬入・搬出

- ▶ CBZと海外の間での貨物の搬出入は、関税割当や輸出入ライセンス管理の対象外となる。荷受人、荷送人または代理人は、税関に対する貨物の申告、物品搬出入台帳への記録、税関規則に従った関連手続きの実施を、適正に行う必要がある。
- ▶ CBZ内の企業および行政機関の自己の使用のためにCBZに搬入される輸送手段および消費財に対しては、税関の輸入関税の対象となる。法令に別段の定めがない限り、CBZから海外へ搬出される物品は、輸出関税が免除される。
- ▶ 中国の領域内にあるCBZに搬出入される物品について、CBZ内の企業もしくはCBZ外の荷受人・荷送人は、CBZに搬出入される際の課税物品の状況に応じて、関税および輸入税を支払う必要がある。CBZと他の特別税関監理区または保税区の間を流通する物品は、関税と輸入税が免除される。

## CBZにおける貨物の管理

- ▶ 企業がCBZ内で物品を譲渡または流通させる場合、両当事者は、物品の名称、数量、金額などについての情報を適時に税関に電子システムで提出する必要がある。
- ▶ CBZ内の企業が、税関規則に従って、自らの機械、設備、部品を試験・メンテナンスのためにCBZ外へ搬出する場合、CBZ外に置かれている間は当該機械、設備、部品を加工、生産、使用のために使用しては



ならず、搬出日から60日以内にCBZに再搬入する必要がある。期限内に再搬入できない場合、企業は延長を申請することができ、延長期間は30日を超えないものとする。

- ▶ CBZの企業が金型、原材料、半製品をCBZの外へ搬出し、税関規則に従って輸出加工を行う場合、輸出加工は契約に定められた期限を超えてはならず、加工した物品は期限内にCBZに戻す必要がある。

## CBZ内における企業の管理

CBZ内の企業およびその子会社については、市場事業者の登記資格を取得すること、税関への登録申請手続きを行うこと、税関の検査に協力し、関連帳簿、書類、その他の資料および電子データを適正に提供することが求められます。そのため、CBZの関連企業は、2022年4月1日に施行された第256号を順守することが必要です<sup>12</sup>。 ■

12 GACウェブサイト「中華人民共和国税関総合保税区管理法（税関総署令第256号）」（2022年3月15日アクセス）[こちら](#)をご覧ください。

# 日本：輸入事後調査に関する年次報告書



財務省は、2020年7月から2021年6月の間に行われた関税に関する輸入事後調査の結果<sup>1</sup>を公表しました。この年次報告書は、日本税関の事後調査における重点分野と法令違反が頻繁に発生しやすい点に焦点を当てているため、輸入業者にとって有用な情報源です。特に、本報告書で取り上げられた事例は、企業が見落としている可能性のある分野や、法令が適切に守られている場合でも、積極的に対処することが望まれる分野について有益な情報が含まれています。

本報告書によれば、申告漏れ等に係る課税価格は630億円以上となり、前年度に比べて約50%減少したものの、これは調査を受けた輸入者数の減少（前年度比約21.3%）が一因であると考えられます。税関から課された追徴税額は、納付不足額、加算税、および隠蔽（いんぺい）または重大な過失に対する重加算税（1億3,000万円）を合わせ、合計67億円とされています。

## 上位5品目

関税と輸入消費税の納付不足額が多い上位5品目（HS）は、下表の通りです。

品目（分類）	納付不足税額
光学機器等（90類）	17億円
電気機器（85類）	13億円
機械類（84類）	4億円
糖類（17類）	4億円
織物（62類）	4億円

上位5品目で、納付不足税額総額の約65%を占めています。これらのうち、光学機器等（90類）、電気機器（85類）、および機械類（84類）の3品目は、過去3年も上位リストに掲載されています。特に、電気機器（85類）と光学機器等（90類）は、これまで繰り返し上位5品目に入っています。一方、糖類（17類）と織物（62類）の2品目は、ここ数年で初めて上位5品目に入りました。

1 財務省ウェブサイト「令和2事務年度の関税等の申告に係る輸入事後調査の結果」（2022年3月16日アクセス）[こちら](#)をご覧ください。

## 主な申告漏れ等の事例

財務省の報告書では、税関が追徴課税の対象とした事例が挙げられており、単に申告漏れと判断された事例と、隠蔽または重大な過失を伴う事例の2つに分けて記載されています。

### 申告漏れによる事例

隠蔽または重大な過失を伴わない申告漏れの場合、輸入者は、不足する関税／消費税に加え、加算税<sup>2</sup>（通常5%～15%を未払いの関税／消費税に乘じた額）および延滞税を支払う必要があります。

#### ▶ 事例1：輸入者が提供した部材の金型費用の申告漏れ

輸入者は、ベトナムから自動車部品、自動車部品に組み込まれる部材、および金型を輸入していました。本来、部材の金型費用は課税価格に含めるべきものでしたが、輸入者はこの金型を無償で提供していたため、課税価格に含めずに申告していました。この結果、申告漏れ課税価格は5億4,210万円、追徴税額は5,820万円となりました。

#### ▶ 事例2：非居住者から委託を受けて輸入される貨物の申告誤り

輸入者は、中国から家具等を輸入しており、非居住者が日本のECサイトで販売する予定の家具等の通関手続きおよび国内輸送を輸出者から請け負っていました。しかし、適切な方法で課税価格を計算せず、輸出者が作成したインボイスに基づき申告していました。その結果、申告漏れ課税価格は2億4,100万円、追徴税額は2,200万円となりました。

## 隠蔽または重大な過失を伴う事例

隠蔽または重大な過失を伴う場合に課せられる重加算税は、通常、不足する関税／消費税額に対して35%～40%を課されます。

#### ▶ 事例3：自ら作成した低価インボイスによる輸入申告

輸入者は、中国からペット用品を輸入しており、輸入申告前に輸入品の正規の価格を認識していたにもかかわらず、正規の価格よりも低い価格が記載されたインボイスを作成し申告していました。この結果、申告漏れ課税価格は8,980万円、追徴税額は1,650万円（うち重加算税410万円）となりました。

#### ▶ 事例4：価格が低いことを知りながら是正せずに輸入申告を行ったケース

輸入者は、中国から衣類を輸入しており、輸入申告前に輸入品の正規の価格を認識していたにもかかわらず、インボイスに記載された価格が低いことを知りながら、税を免れる意図をもって何ら是正することなく、低い価格が記載されたインボイスに基づき申告していました。その結果、申告漏れ課税価格は3,590万円、追徴税額は790万円（うち重加算税100万円）となりました。

2 過少申告加算税が課せられる場合、加算税額が不足する関税／消費税の額または50万円（いずれか多い方）を超えるときは、その超える部分の増差税額に5%を乗じて計算した金額が加算されます。無申告加算税の場合、不足する関税／消費税の額が50万円を超えるときは、その超える部分の増差税額に5%を乗じて計算した金額が加算されます。

## 輸入者への影響

上記事例は、税関が課税価格の適正性に引き続き着目しており、日本の関税定率法にのっとって輸入者が正しく申告することの重要性を強調するものです。

インボイス価格とは別払いされた代金を課税価格の一部として申告しなかった事例については、過去数年間にわたって同様の事例が報告されていることから、特に注意が必要です。事例1では、金型費用を課税価格に含めるべきであった点、事例2は、輸入者は輸出者の作成したインボイスに基づき課税価格を決定するのではなく、関税定率法にのっとった適切な方法で課税価格を計算する必要があった点がポイントとなります。この他にも、財務省の発表では、輸入者が輸出者に提供した無償提供材料について、その費用を課税価格に含めず申告したケースが多く報告されています。

これらを踏まえれば、輸入者は日本の関税法を理解し、同法に従って適切な課税価格を申告し、または修正申告を行うことが重要であると言えます。

また、日本税関が法令に対する厳格な調査を定期的かつ持続的に行っていること、法令違反が発見された場合には罰則が科されることを、日本の輸入者は改めて認識する必要があります。企業にとっては、社内の法令順守体制と税関への輸出入手続きを適正に行う体制を維持することが最優先課題となります。 ■



## CBAM(炭素国境調整メカニズム) の国際貿易への影響

2021年7月14日、欧州委員会 (European Commission) は、「Fit for 55」パッケージと呼ばれる一連の提案を採択しました。このパッケージは、2030年までに温室効果ガスの純排出量を少なくとも55%削減し、2050年までに気候中立(クライメイト・ニュートラル)を達成することを目標に、EUの気候、エネルギー、土地利用、輸送、課税政策を調整することを目的としています。

提案された規則案は次の通りです。

- ▶ 炭素国境調整メカニズム(以下、「CBAM」)において、EUにおける気候変動対策が“カーボンリーケージ(規制が緩やかな国への産業流出)”を防止するため、CBAM対象となる製品を輸入する際の炭素価格支払いの義務付け。
- ▶ CBAMの対象となる製品および航空部門に対する無償排出枠については段階的に削減。さらに、海上輸送については、欧州排出権取引制度(EU ETS)の対象に追加。
- ▶ 代替燃料インフラ指令において、主要港湾・空港における、船舶・航空機がアクセス可能なクリーン電力インフラの整備。
- ▶ EU域内の港湾に入る船舶に対して、使用するエネルギーあたりの温室効果ガス排出量に上限を設定。
- ▶ エネルギー課税指令の改正における、燃料等に対する課税とEUの気候変動・エネルギー政策との連動。

## CBAMの進行

CBAMの提案については、現在、欧州議会 (European Parliament) と欧州理事会 (European Council) にて審議されています。通常の立法手続きの下、CBAMを担当している欧州議会の環境・公衆衛生・食品の安全性に関する欧州議会委員会 (Environment, Public Health and Food Safety、以下「ENVI」) は、提案に関する第一次会合を実施し、2021年12月に欧州議会に勧告を提出しました。

2022年1月、国際貿易委員会 (Committee on International Trade)、経済金融委員会 (Committee on Economic and Monetary Affairs)、農業および農村開発委員会 (Committee on Agriculture and Rural Development) をはじめCBAMに関与するその他の委員会も、CBAMの改正提案において考慮されるべき事項について勧告をENVIに提出しました。

欧州議会メンバーでありCBAM提案の報告担当でもあるMohammed Chahim氏が主導するENVIの勧告は、より広範囲に対して迅速に展開することを目的としており、初期提案から内容が大きく変更されると見られています。他の委員会からの勧告も同様の方針に沿って行われています。

また、EU加盟国の代表者らは、欧州委員会による立法案についてコメントしました。

ENVIおよびその他委員会からの最新のCBAM提案および推奨事項に関する概要は以下の通りです。

▶ **無償排出枠 (Free allocation) の段階的削減の前倒し**：ENVIは、2024年1月1日付でEU ETSの対象となるEU生産者に与えられている、CBAM適用セクターにおける無償排出枠について、2028年12月31日までに完全かつ段階的に廃止させることを提案しました。この削減により、EU域内で生産された商品と比較して、CBAM対象となる同種の輸入品との間の条件に差が発生することを防止します。この施策は、EU ETSの対象となる商品においてEU生産者が競争力を維持するために、より早く炭素排出量を削減することを促すものです。同様に、CBAM対象品の輸入は、CBAM証明書 (CBAM対象品をEU市場に流通するために必要となる) の価格がEU ETSの価格とリンクされるため、EUへの輸入コストが高くなります。このことにより、EU ETSの対象商品と、EUに輸入されるCBAM対象商品が同条

件となり、排出量が少ない商品がより価格競争力を持つことになります。CBAMとEU ETSの相互関係、特に無償排出枠の段階的廃止は、欧州委員会、欧州議会、およびEU加盟国の中でも最も集中的に議論された論点でした。

▶ **対象範囲の拡大**：CBAM対象製品の初期リストには、セメント、電気、肥料、鉄と鋼、およびアルミニウムセクターの中から選定された製品が含まれていましたが、これに加え、ポリマー、有機塩基性化学物質および水素などの多くの製品が、リストに追加される可能性があります。欧州議会での議論では、石油製品の追加も議論されましたが、EU加盟国は現在、これらの製品の対象範囲への追加延期を支持しています。

▶ **対象範囲の最終着地点**：CBAMは最終的に、EU ETSの対象となる全ての製品をカバーすると予測されます。これには、原油製品、石油精製品、鉄鋼および鉄鉱石、油脂、でんぶん、砂糖、モルト、繊維、紙パルプ製品、染料および顔料、基礎医薬品、陶器等、幅広い商品が含まれる見通しです。

▶ **移行期間**：移行期間は24カ月、すなわち2023年1月1日から2024年12月31日までとなることが明らかになりました。これは、2023年1月1日より発効するCBAM報告義務について、準備期間がわずか数カ月しか残されていないことを意味します。

▶ **対象となる炭素排出**：CBAMは、生産過程において生産者が直接的に管理できる直接排出量<sup>1</sup>を対象としています。同じ生産過程において発生する間接排出<sup>2</sup>をCBAMの評価対象に加えるべきか否かについては、現在でも議論がなされています。また今回の提案では、さらに下流製品に係る間接排出量を評価対象に含めることも示唆されており、CBAMの評価対象範囲は将来的に拡大される可能性があります。特に今後、EU域内排出量取引フレームワークが改正された場合、この改正がCBAMルールにも反映される可能性があります。

<sup>1</sup> この文脈において、直接排出量には、生産過程における加熱および冷却プロセスによる排出量等が含まれます。

<sup>2</sup> この文脈において、間接排出量とは、生産過程において消費される電力の、発電に係る温室効果ガス排出量を意味します。

- ▶ **CBAM担当当局の単一化および一元化**：最新の情報によると、より急速かつ一貫性を持った制度導入を進めるため、CBAMを担当する当局は、27のEU加盟国に個別に設置するのではなく、EUレベルでの単一のCBAM担当当局を設置する方向性で検討されています。単一の当局が置かれることは、加盟国間のフォーラムショッピング<sup>3</sup>の防止にもなります。
- ▶ **税関当局の役割**：税関当局はCBAMに関する責任<sup>4</sup>を負うことになります。
- ▶ **第三国からの輸入における海外の同制度に対するEU域内での控除**：第三国からEUに輸入される貨物に対しては、当該第三国の明確な炭素価格設定ポリシー<sup>5</sup>のみを、EUにおけるCBAMの控除対象とします。
- ▶ **少額輸入**：最新のCBAM提案ドラフトにおいては、少額輸入をCBAM規制から免除するため、金額の閾値（いきち）を設けることを想定しています。
- ▶ **後発開発途上国（以下、「LDC」）に対する支援**：LDCに対しては、CBAM規制から直接的に免除する対応をとった場合に、LDCは削減対象外であるという誤ったメッセージを与えるため、除外措置は検討されませんでした。その代替策として、勧告ではLDCが実施する脱炭素化プロジェクトに対する財政的支援を規定しています。
- ▶ **商品の原産地**：CBAM規制対象となる各国の炭素排出量の決定には、ベンチマーク値に基づく国ごとの平均炭素排出量が適用されるため、商品の原産地の特定は重要な要素となります。勧告においては、これらの状況では、欧州連合関税法典（Union Customs Code）に基づく非特恵原産地規則が適用されることが明確にされており、2つ以上の国もしくは地域が関与し生産された商品は、当該商品の製造を行うもしくは重要な工程が行われることを目的として、最後の実質的な加工または変更が行われた国もしくは地域が当該商品の原産地とみなされることになります。なお、一部の商品については特別ルールが適用されます。



- ▶ **炭素输出施設**：一部のEU加盟国は、EU域外の炭素価格制度の対象製品を輸出する、EU企業の設備に対する輸出クレジットまたは還付等による優遇策の導入を望んでいます。ただし、このような受益スキームの実施についてはまだ議論が継続しており、結論まではまだ時間がかかりそうです。

### 提案書による影響

今回の勧告は、欧州グリーンディールの目標を達成するため、CBAMが計画通りかそれより前倒しで導入される可能性があり、また、CBAM政策の対象がさらに拡大される可能性があるという政治的方針を示しています。したがって、企業は、2023年1月1日までという短い期間の中で、CBAMによる影響の評価およびCBAM導入と共に発生するコンプライアンス上の義務を果たすための準備が必要であることを意味します。また、無償排出枠削減の前倒しにより、EU ETS対象かつCBAM対象となる製品を扱う製造者は、2024年1月以降、追加のEU ETS割当を取得する必要があるため、炭素価格の影響により、予想以上に早く製造コストが上昇することを意味します。また一方で、CBAM対象商品の輸入はほとんどの場合において、より価格が上がると予測されます。したがって、EU ETSまたはCBAMの対象となる商品およびその派生商品の市場価格は、企業が温室効果ガスの排出を削減しない限り、上昇していくと考えられます。

3 自己に有利な裁判管轄を選択すること。

4 例えば、各輸入者および申告者が中央CBAM当局に登録されていることを検証する等が挙げられます。

5 炭素税もしくは排出量取引スキームを通じて炭素価格を直接的に商品に課すものを指します。

## CBAMによる影響を評価

炭素価格設定、エネルギー税およびその他関連規制はいまだ進行過程にあります。これらの法令に関する問題に対しては今後激しい政治的議論がなされると予想されており、最終的な規制内容については、2021年7月に発表された当初案、現在の修正案、ENVIを含むその他委員会の勧告案とは異なるものとなる可能性があります。

その一方で、規制の方向性は非常に明確であり、EU加盟国的主要な代表者らは、その制度導入に対して政治的意志を繰り返し強調しています。したがって、現時点で詳細が不明瞭で、法律案が最終化されるまでに変更される可能性が残る中でも、EU域内の製造業者、トレーダー、輸入業者、外国輸出業者およびその他炭素価格設定措置の影響を受ける可能性のある全ての当事者は、CBAMの導入に備え、予想されるCBAMの影響、EU ETSへの変更、エネルギー課税およびその他の関連する全ての法律の分析を迅速に行う等、早急に準備を進める必要があります。現在の計画によると、EU ETSでの手続きに関わる負担を減らすため、輸出還付スキームが導入されない可能性があるため、EU ETSでカバーされている商品を扱うEU域内の製造業者は状況を注視する必要があります。

企業は、CBAMによる影響の評価および取るべきアクション、優先順位ならびに措置間の相互作用を知るために、次の事項をはじめとするさまざまな要因を検討する必要があります。

**1. CBAMがオペレーションに及ぼす影響の確認：**CBAMの適用対象かどうかを確認するために、税関の輸出入データ、仕入データ、BOM、トランザクションモデル、ロジスティックフローを精査する必要があります。

**2. エクスポージャーの量化：**将来のサプライチェーンの計画、調達、契約、社内インフラおよびM&A戦略の分析に基づいて、CBAM導入のコスト、また業務手順の変更に伴うコスト影響額を量化する必要があります。

**3. データ可用性および品質の分析：**CBAMが求める法令要件を満たすために必要と思われるデータを精査し、当該データの収集可否の確認およびデータの質の評価を行うことで、法令順守に不足していると考えられる部分を特定し対応策を検討する必要があります。

**4. グローバルバリューチェーンおよびフットプリントの再検討：**EU域内におけるCBAMおよびEU ETS導入を踏まえて、コスト最適化の施策検討の一環として、どこに排出量削減のための設備投資を行うべきか、また代替製品への変更や、必要なその他の手段を検討する必要があります。

**5. ビジネスモデルへの影響の確認：**ビジネスモデル、競争状況および企業のバリューに対するCBAMの影響を分析する必要があります。

## サマリー

欧州グリーンディールおよび世界各地での同様のイニシアチブは徐々に具体化してきており、EU域内にとどまらず、世界各国の炭素排出量削減の取り組みに影響を与えています。また、CBAMやEU域内の排出権取引の提案で対象となっているグローバル企業における調達・流通拠点の方針にも影響が及んでいます。

これらの新しい政策は、企業にとって新たな機会となると同時に、課題ともなり得ます。これらの政策は、企業に、環境、社会およびガバナンス（ESG）において自社の責任として対応する体制を見直す機会を与え、また企業はこれらの変更を積極的に受け入れた上で、予想される炭素排出フレームワークに合わせたビジネスモデルの再検討を行う必要があります。新しい政策への対応を突き詰めていくことは、排出およびエネルギーを大量消費する産業や企業を変革されることにも貢献します。企業には今後、予想される直接的および間接的な炭素価格が高騰する前に、これらの措置による影響を特定し、事前に対応を準備することが推奨されます。

## 関連アラート

EY Japanウェブサイト「欧州議会、EU ETSおよびCBAMを含む気候変動関連の包括法案を否決(2022年6月28日)」(2022年7月6日アクセス) [こちら](#)をご覧ください。

EY Japanウェブサイト「欧州議会が気候変動関連の包括法案を採択、EU加盟国代表との最終交渉も近く開始の見込み(2022年6月29日)」(2022年7月6日アクセス) [こちら](#)をご覧ください。

## 関連情報

2021年第1号Trade Watch (2022年7月6日アクセス) [こちら](#)をご覧ください。

ジェトロ(日本貿易振興機構)ウェブサイト「欧州委、炭素国境調整メカニズム(CBAM)の設置規則案を発表」(2022年7月6日アクセス) [こちら](#)をご覧ください。

EY Japanウェブサイト「EUにおける新しい炭素国境調整メカニズム案とは」(2022年7月6日アクセス) [こちら](#)をご覧ください。

環境省ウェブサイト「【資料4】欧州委員会における炭素国境調整措置等の検討について」(2022年7月6日アクセス) [こちら](#)をご覧ください。

一般社団法人環境金融研究機構(RIEF)ウェブサイト「EU欧州委員会、温室効果ガス削減の包括政策案「Fit-for-55」公表。自動車、航空機、建物暖房システムに照準。排出権取引強化や国境炭素調整措置(CBAM)等盛り込む(RIEF)」(2022年7月6日アクセス) [こちら](#)をご覧ください。

産経新聞ウェブサイト「EU国境炭素税、2026年から全面実施(2021年7月14日)」(2022年7月6日アクセス) [こちら](#)をご覧ください。■

## EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ~より良い社会の構築を目指して」をパーサス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバー・ファームを指し、各メンバー・ファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](http://ey.com/privacy)をご確認ください。EYのメンバー・ファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、[ey.com](http://ey.com)をご覧ください。

### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバー・ファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは[ey.com/ja\\_jp/people/ey-tax](http://ey.com/ja_jp/people/ey-tax)をご覧ください。

©2022 Ernst & Young Tax Co.  
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人および他のEYメンバー・ファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[ey.com/ja\\_jp](http://ey.com/ja_jp)